

相模原市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、相模原市職員措置請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年5月16日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 小 俣 旭

同 川 上 一 行

職員措置請求の内容

相模原市職員措置請求書

相模原市長小川勇夫に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨（補正後の原文のまま掲載）

（１）平成１７年８月ないし１０月の３ヶ月間、相模原市長小川勇夫は、次の通数の祝電及び弔電を發した。

祝電 ８月に５７通、９月に８２通、１０月に９９通

弔電 ８月に１６通、９月に２２通、１０月に２１通

（２）この祝電と弔電の合計２９７通はすべて「役務費」名目で支出された。

「役務費」は通常、市職員が外部の役務サービス機関・組織などに支払う費用で、電報は切手購入や電話代などに代表されるもので、その使途内容は問わないといわれている。

（３）祝電２３８通のうち３７通は、平成１７年に実施された衆議院議員選挙及び参議院神奈川選挙区補欠選挙に際して發せられた、立候補者への必勝祈願、個人演説会への激励、当選祝いである（別紙「監査対象祝電一覧」表）。

（４）３７通の電報あて先は２名をのぞき、すべて自民党候補者である。しかも大阪、奈良、岐阜、青森の選挙区など相模原市から遠く離れた地の候補者も含まれている。

そもそも市長は、党派を超えて、市民全体のための行政に携わる地位にある。市長が、特定の候補者だけに、公金を使って応援をするというのは、全体の奉仕者としての財政支出の域を逸脱しており、違法ないし不当である。

また、市長の職名に個人名小川勇夫を加え公金を使用することは、

公私混同といわざるをいない。

もし小川勇夫氏が、個人的に親しい候補者を応援するのであれば、公金ではなく、私財を使うのが筋である。

(5) 損害

37通の電報について、別紙「監査対象祝電一覧」記載のとおり合計で2万5372円を費消しており、相模原市はこの金額の損害を受けた。

(6) 責任 小川勇夫市長は相模原市に対し、損害賠償責任がある。

2 請求者

住所 相模原市(以下略)

職業 (略)

氏名 (略)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、相模原市長小川勇夫に対し、平成17年8月1日から10月31日までに主に自民党候補者に対して、市費を用いたことは違法又は不当であるから、相模原市に与えた損害金の請求することを請求します。

平成18年3月23日

請求者 (略) 印

相模原市監査委員 殿

(別紙「監査対象祝電一覧」は省略)

事実を証する書面目録

1 レタックス及び電報の原稿37通分の写し

《監査の結果》

1 請求の受理

本件職員措置請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成18年3月27日付けで受理した。

2 監査の実施

監査の実施に当たって、職員措置請求書に記載された事項、請求人の代理人からの陳述内容及び事実を証する書面を勘案し、次のとおり実施した。

(1) 監査対象事項

平成17年に実施された衆議院議員総選挙及び参議院神奈川県選出議員補欠選挙に際して、相模原市長小川勇夫が特定の立候補者等だけに公金を使ってレタックス及び電報を発信したことは、違法又は不当な支出に当たるか否か、また、発信者として市長の職名に個人名小川勇夫を加え、公金を使用したことは公私混同であるとともに、遠隔地の立候補者等にレタックスを発信したことは友人関係維持のための公私混同であり、違法又は不当な支出に当たるか否かを監査対象事項とした。

(2) 実施の方法

請求内容から、相模原市長小川勇夫及び総務部専任参事兼秘書課長(以下「秘書課長」という。)を関係職員等とし、陳述の聴取を実施した。また、秘書課を関係課とし、関係書類の提出を求め、事情聴取を行うなど事実確認の調査を実施した。

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成18年4月19日に、請

求人代理人3人から陳述の聴取を行った。その際、同条第7項の規定に基づく関係職員等の立会いはなかった。

なお、新たな証拠書類の提出はなかった。

(4) 関係職員等の陳述

平成18年4月19日に、市長及び秘書課長から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人の代理人3人のうち2人が立ち会った。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張

職員措置請求の要旨に加え、請求人の代理人から次のような陳述があった。

ア 交際費に関して情報公開請求をしたが、電報類がなかった。役務費で執行していることが分かり、平成17年8月から同年10月までの3箇月分の電報類について情報公開請求を行った。

イ 法第232条の5の規定によると、交際費を含むすべての支出は、債権者つまり市民のためでなければ支出できないとある。交際費は、行政執行上又は市の利益のために外部との交渉に要する経費で、その範囲及び額は必要最小限にとどめなければならない。交際費は、市の必要経費として支出すべきであって、個人的経費に支出すべきではない。

ウ 今回の支出は、隠れ交際費ではないか。2003年に情報公開請求をした交際費には、祝電も弔電も含まれていた。

今回は1通も含まれていないのは不自然である。

エ 年間予算で250万円ある交際費で支出しないで、なぜ役務費から支出したのか。役務費としたのは市長の判断・指示か。秘書課職員の独自の判断で行ったのか。

本来、交際費で支出すべきところを電報等の中身が選挙応援などでまずいということで無理に役務費で処理したとの印象がある。現実には、市の他の部署に確認したところ、役務費ではなく交際費で支出しているとの回答を得ている。

オ 他の自治体が役務費で処理しているとしても、他が行っていることをもって合理性が成り立つわけではない。

カ 特定の候補者だけに必勝祈念等の電報等を発信することは、全体の奉仕者としての市長の義務・役割に反している。相模原市には他の政党の候補者がいたのであるから、特定の候補者だけを対象とするのはフェアではない。

キ 相模原市の責任者として遠隔地の候補者に電報等を発信する必要があるのか。友人関係維持のための電報等は公私混同である。市選出の議員なら余地があるかもしれないが、他都府県の候補者に発信しているのはプライベートの関係維持のためではないか。

(2) 関係職員等の説明

市長及び秘書課長から陳述において、次のような説明があった。

ア 行政運営に当たり、住民福祉の向上、市の発展を推進していくことが市長としての責務である。

人口急増、社会基盤整備、中核市移行、三位一体改革、市町村合併等の大きな変革期を経験し、今後も様々な課題に直面することが予測される。

イ 市域を越えて様々な分野の方々と親交を深め、情報交換を行い、本市行政に理解、助言及び協力を要請していくことは、市政運営上大変重要な公務の一つである。

ウ 特に、国との関係について連携を密にしつつ、市政発展のために様々な要請及び要望を積極的に行っていくことが市長としての使命であり責務である。

エ 祝電は、その目的、内容等を総合的に判断し対応しているが、今

回発信した方々は、中核市の指定要件の見直し、幹線道路網の整備、米軍基地返還・再編問題、津久井地域との合併等、本市にとって大変重要な問題や国に対する財政援助要望等について日頃から理解や協力を得ている人達である。

オ 市政発展に多大な寄与をしていただいた方が立候補した際に、市として激励の意を表し、また、当選の際には、今後とも市政に寄与していただけるようお願いを込めて祝意を表明したものである。その際、市の代表者である市長からその意を示す形をとったものである。

なお、市から発信するレタックスや電報の発信者名は、すべて相模原市長小川勇夫としている。

カ 今回の発信は、日頃又は課題があったときに、協力や理解を得た方々に絞ったものであり、市域・県域等の立候補者すべての方を対象にするのは、かえって無駄遣いとなる。

基地返還においても県内の国会議員に陳情を行っているが、反応のない人もいる。差をつけるのは市政運営上必要であり、対象を絞ったものである。

一方、県外にも、市政に理解のある方がいる。県外の方でも市政運営上有効であればお願いするのが市長としての信条である。

キ 市政の運営に当たって、行政の政治的中立性を確保することはいうまでもなく、私（市長）自身も平成9年の市長選挙に際し、政党籍を離れ、無所属で立候補し、以来、今日に至っている。

今後とも、様々な場面で市政発展に寄与していただいた方々に対しては、思想、信条を問わず、市としての礼を尽くしていく考えである。

ク 電報等は、先方に弔意又は祝意を伝えるための手段であり、電話代や手紙などの郵送料と同様に役務費の通信運搬費で処理するのが適当と判断している。

休日に緊急対応で、職員の自宅から弔電を発信した場合に職員個

人が立替払いをした電報料は、従前、当該職員に交際費から現金で支払っていたが、平成17年度からは立替払いの解消を図るため、役務費から一括して支払うように変更している。

(3) 事実関係の確認

関係職員等の陳述、秘書課等からの事情聴取及び関係書類の調査により、次の事項を確認した。

ア レタックス及び電報の取扱いについて

秘書課においては、電報より安価なレタックスを原則として利用しているが、休日に訃報の連絡があり、緊急対応しないと告別式に間に合わないときなどに電報で対応している。

弔電については、「相模原市弔慰基準」に基づき対応している。祝電についての基準は特段設けられていないが、対象者が市政運営上密接な関係があるか、市の発展に寄与していただいた方か等により、市として祝意を表す必要があるかを総合的に勘案し、その都度秘書課長決裁により対応している。その際、判断に迷う場合は市長に相談することもあり、また、市長から発信の指示があることもある。

本件職員措置請求の対象となったレタックス及び電報については、すべて市長から発信の指示があったものである。

イ 平成17年8月から同年10月までの間に発信されたレタックス及び電報の通数について

8月にレタックス84通(祝意65通、弔意19通)、9月にレタックス及び電報104通(祝意レタックス84通、弔意レタックス18通、弔電2通)、10月にレタックス及び電報116通(祝意レタックス93通、祝電2通、弔意レタックス20通、弔電1通)の合計304通を発信している。

ウ 衆議院議員総選挙及び参議院神奈川県選出議員補欠選挙に際して発信されたレタックス及び電報について

上記イの祝意レタックス及び祝電合計244通のうち38通が衆議院小選挙区選出議員選挙(平成17年9月11日執行)、衆議院比例代表選出議員選挙(同日執行)及び参議院神奈川県選出議員補欠

選挙（同年10月23日執行）に際して発信したレタックス及び電報で、その総額は26,062円である。

衆議院小選挙区選出議員選挙における発信先は、相模原市域を選挙区とする神奈川県第14区及び第16区のほか神奈川県内を選挙区とする者、東京都内を選挙区とする者並びに青森県、岐阜県、大阪府及び奈良県内を選挙区とする者が含まれ、衆議院比例代表選出議員選挙における発信先は、南関東を選挙区とする者で、いずれも発信者名は相模原市長小川勇夫となっている。

秘書課長の陳述及び秘書課からの提出書類で確認すると、市が発信するレタックスや電報には、すべてに職名と市長の個人名が表記されている。

（ア）衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補者に対し発信されたレタックス

自由民主党所属の10人に対し11通、民主党所属の1人に対し1通、合計11人に対し12通で総額6,850円となる必勝祈念のレタックスを、8月26日と同月29日に発信している。

発信先11人のうち6人から出陣式の案内又は立候補挨拶・選挙対策事務所開設挨拶の書面が届いている。そのうち2通については宛先が市長の自宅で、宛名が小川勇夫個人名となっている。秘書課からの事情聴取によると、「市長の自宅へ個人名で送付された案内状等についても、市長自身が公的対応の必要性があると判断した場合は、秘書課においてその個人や団体等と市との関係などを総合的に判断し対応している」とのことである。

レタックスの文面は定型で、相手の個人名が違うのみで、市長との個人的関係を示す記述はない。

（イ）衆議院小選挙区選出議員選挙立候補者の個人演説会に対し発信されたレタックス

自由民主党所属の2人に対し5通、民主党所属の1人に対し1通、合計3人に対し6通で総額3,040円となる激励のレタックスを、9月6日に発信している。

発信先の3人全員から案内状又は応援弁士のお願いの書面が届

いている。

レタックスの文面は定型で、市長との個人的関係を示す記述はない。

(ウ) 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の当選者に対し発信されたレタックス

自由民主党所属の15人及び公明党所属の1人に対し合計16通で総額9,280円となる当選祝いのレタックスを、9月12日に発信している。

発信先16人のうち10人に対しては、立候補の際にも必勝祈念のレタックスを発信している。

レタックスの文面は定型で、相手の個人名が違うのみで、市長との個人的関係を示す記述はない。

(エ) 衆議院小選挙区選出議員選挙当選者の選挙対策本部解散式に対し発信された祝電

自由民主党所属の1人に対し1通3,433円の激励の電報を10月13日に発信している。

発信先からは、選挙対策本部解散式の案内の書面が届いている。

電報の文面には、市長との個人的関係を示す記述はない。

(オ) 参議院神奈川県選出議員補欠選挙に際し発信されたレタックス及び祝電

自由民主党所属の1人に対し、10月6日に1通580円の必勝祈念のレタックスを、同月13日に決起大会に対し1通2,299円の激励の電報を、同月24日に1通580円の当選祝いのレタックスをそれぞれ発信している。

発信先関係者からは、決起大会の案内の書面が届いている。

レタックスの文面は衆議院議員総選挙に際し発信されたものと同様で、相手の個人名が違うのみである。

レタックス及び電報の文面には、市長との個人的関係を示す記述はない。

エ 上記ウの発信先について

市長の陳述によると、「祝電の発信先は、その目的、内容等を総合

的に判断し対応しているが、今回発信した方々は、中核市の指定要件の見直し、幹線道路網の整備、米軍基地返還・再編問題、津久井地域との合併等、市にとって重要な問題や国に対する財政支援要望等について日頃から理解・協力を得ている方で、市政発展に多大な寄与をしていただいた方が立候補した際に、市が激励の意を表し、また、当選の際には、今後とも市政に寄与していただけるようお願いを込めて祝意を表明したものであり、その際、市の代表である市長からその意を示す形をとった」とのことである。

これらの発信先の各立候補者等への要望・要請活動の事実は、中核市指定、文部科学省補助金、基地関係などの要望活動等を記録した関係書類で裏付けられている。

オ 支出手続きについて

レタックスの支出手続きについては、日本郵政公社から秘書課に対して1箇月分のレタックス料の請求があり、相模原市事務専決規程（昭和61年相模原市訓令第2号）に基づき、課長代理決裁により、秘書課予算の（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費（節）役務費の郵便料から支出している。

8月分のレタックス料12通6,850円については9月20日に、9月分のレタックス料22通12,320円については10月20日に、10月分のレタックス料2通1,160円については11月21日にそれぞれ適正に支出されている。

一方、秘書課分の電報料は、市役所本庁舎等の電話料と合算されて相模原市公共料金支払基金口座から自動振替された後、支出振替の方法により財務部管財課予算の（款）総務費（項）総務管理費（目）財産管理費（節）役務費の電話料から一括して支出し、当該基金に収入されている。（相模原市公共料金支払基金条例施行規則（平成5年相模原市規則第13号）第4条）

10月13日に発信した電報2通の金額は、秘書課が作成した電報対応伺いの決裁文書の記録によると5,732円となっている。これは、平成17年11月分市役所本庁舎等の電話料金等1,542,374円のうち、10月1日から同月31日までの間の電報

料10,350円の一部として、東日本電信電話株式会社の口座に11月30日に口座振替された後、12月14日に支出振替の処理がなされており、その支出手続きは適正である。

カ 支出科目について

平成16年度までは、休日や夜間に緊急に対応しなければならない電報については、秘書課職員が自宅から発信し、電報料の立替えを行い、後日、立替分を秘書課交際費から現金で支払われる扱いとなっていた。しかし、この方法は、職員が公金を一時立て替えなければならないことから、会計処理としては好ましくなかった。

そこで、平成17年度からは、職員の立替払いの解消を図るために、東日本電信電話株式会社との協議により、職員の自宅からの発信分も市役所の電話料と合わせて支払うことが可能となったため、支出科目を役務費に変更したものである。

市の他の執行機関等におけるレタックス及び電報の支出科目を調査したところ、教育委員会事務局及び消防本部では、秘書課と同様に役務費で執行している事実を確認した。その他の執行機関等では、電報については平成17年度の実績はないが、レタックスについては交際費で執行している。

(4) 監査委員の判断

本件職員措置請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。
以下、理由を記述する。

ア 違法性又は不当性の判断について

本件職員措置請求に係るレタックス及び電報(以下「電報等」という。)に係る費用は、役務費の郵便料及び電話料から支出されている。

しかしながら、本件職員措置請求に係る電報等が、専ら選挙の立候補者への必勝祈念又は激励、当選者への祝意等の表意であるため、行政執行上や市の利益のために市を代表して外部と交渉することに関連する支出科目である「交際費」の観点から、当該電報等に係る

費用支出の違法性又は不当性の判断を行ったものである。

イ 交際費として支出する場合の判断について

交際費の支出に関する判例（最高裁平成元年9月5日第三小法廷判決）によると、「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることに思いを致すと、対外的折衝等をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、右接遇は当該普通地方公共団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用を公金により支出することは許されないものというべきである。」としている。

このため、交際費としての支出が適法であるためには、当該支出の性質、内容、目的、金額、効果等の諸般の事情を勘案し、社会通念上相当な範囲の儀礼的支出であると認められることが必要となる。

そこで、本件職員措置請求に係る電報等が、本市の行政運営上必要であったか、社会通念としての儀礼の範囲内にあるか、また、特定の政治家に宛てた電報等が政治的中立性に反したものといえるのかについて判断することとしたものである。

法第232条第1項では、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務処理に必要な経費を支弁する。」旨規定しているが、本件職員措置請求に係る電報等の発信と本市の事務遂行との関連について、市長は陳述において、中核市指定要件の見直し、米軍基地返還・再編問題、市町村合併等の大きな変革期や今後の直面する様々な課題に対しては、市域を越えて様々な分野の方と親交を深め、市政発展のために様々な要請及び要望を積極的に行っていくことが市

長としての使命であり責務である旨述べている。そして、今回電報等を発信した相手方は、日頃から本市の立場に理解を示し、協力を得ている方々であり、結果として対象者が特定の者になったとしている。

このことは、秘書課から提出された「中核市指定要件の見直しに関する要望」や「基地問題に関する要望」に係る文書等の関係書類から推認できるとともに、秘書課の事情聴取からもこうした要望を受け止め、支援をいただいたという事実も確認しているところである。

市行政にとっての必要性つまり公益上の必要性の判断は、行政機関が行う裁量的判断であるから、第1次的には執行機関である市長の合理的な裁量権の行使の範囲に属しているものであり、交際費としての支出にあっては、性格上、その支弁の相手方の選択、金額等については執行機関である市長に相当の幅を持った裁量権があると解すべきと考える。

市長として、本市の行政を円滑に進めるという見地から、行政目的を達成するために、本市に理解を示す国会議員等と連携を深めることに意義を認め、選挙時に儀礼として電報等を発信したとしても、その判断は社会通念上許容される範囲内のものであると考える。

ウ 結論

本件職員措置請求に係る電報等の1件当たりの支出額が、レタックスが470円又は580円、時間的に余裕がなかったことにより発信した電報が2,299円と3,433円であること、電報等の文面がこれまでの各選挙における候補者や当選者への文面と同様であり、市長との個人的関係を示すものではないことやこれらの発信先が本市に理解を示し協力を得ている方々であることなどから、総合的に判断して社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものということとはできない。

次に、秘書課長の陳述及び秘書課からの提出書類で確認すると、市が発信する電報等には、すべてに職名と市長の個人名が表記されているところであり、その点をもって公私混同であるとの請求人の主張は採用することはできない。また、遠隔地の立候補者等にレタックスを発信したのは友人関係維持のためのもので公私混同であるとする請求人の代理人の陳述における主張についても、当該立候補者等と市行政との関わりを考慮すると同様に採用することはできない。

以上のことから、請求人が、市長に対して相模原市に与えた損害金の請求をすることを求めていることには理由がなく、本件職員措置請求を棄却するものである。

(5) 要望

本件職員措置請求に係る電報等については、市長として、本市行政の円滑な推進のために対応されたものと思料するところであるが、本件職員措置請求に係る監査を通じて監査委員として、改善すべき事項を確認したので、市長に対して次のとおり要望する。

ア 電報等の費用の支出科目は「役務費」であったが、電報等の相手方や内容が、まさしく対外的交際に相当するものであり、本来は「交際費」で支出することが適当であると思料する。

また、本市の執行機関等の中には、慶弔電報等の費用を「交際費」から支出することとしているところもある。

よって、本市における取扱いの統一化を図るためにも、対外的交際に係る電報等の費用の支出科目を「交際費」に改めること。

イ 神奈川県内 19 市のうち 12 市において、市のホームページ上で交際費の支出状況を公表している。

本市においても、市の交際に係る経費について、透明性の向上、公平性の確保及び説明責任の明確化を図るため、市民の理解を容易

にすよう、市のホームページ等を活用し、的確な情報提供に努めること。